「令和３年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」に対する府民意見等の募集結果

　「令和３年度大阪府食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、広く府民の皆様方等からご意見を募集した結果は、下記のとおりです。いただいたご意見等を踏まえ、「令和３年度大阪府食品衛生監視指導計画」を策定いたしました。

記

１　意見募集項目

　　「令和３年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」

２　募集期間

　　令和３年１月25日（月曜日）から同年２月23日（火曜日）まで

３　募集方法

　　所定様式を、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかによりご提出いただく方法で募集しました。

４　意見件数

　　６件のご意見をいただきました。

　　内訳

　　第１ 「監視指導計画の基本的事項」に関するもの　０件

　　第２ 「監視指導計画の実施に関する事項」に関するもの　３件

　　第３ 「食品等事業者の自主的な衛生管理に関する事項」に関するもの　１件

　　第４ 「リスクコミュニケーション等の実施に関する事項」に関するもの　０件

　　第５ 「食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項」に関するもの　２件

５　意見の内容と府の考え方

　　寄せられたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約・整理したうえで、大阪府の考え方をお示しし、一部の意見につきましては本計画に反映しています。

公表案に対するご意見への府の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | ご意見の内容 | 府の考え方 |
| 第２　監視指導の実施に関する事項 | | |
| １ | コロナ禍により、現場における行政の監視指導の方法に注意が必要である。電話、オンラインや文書等の工夫をして、HACCPの全事業者導入（2021年６月）に伴う衛生管理の徹底に向けて助言・指導をすすめていただきたい。 | ご意見のとおり感染予防対策に十分配慮したうえで、引き続き重点項目として、日頃の監視指導やセミナーの開催に加え、ホームページやtwitter等のSNSなど様々な媒体を通して、HACCPに沿った衛生管理の普及・導入・運用の支援に努めます。 |
| ２ | 近年の収去検査において、輸入食品の違反事例が検出されていることから、引き続き、輸入食品の検査を計画的に進めて頂きたい。 | 輸入食品の水際対策については、国が策定する輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所（国）において監視指導が行われていますが、大阪府においても、本府計画に基づき流通食品の監視指導を行うことで、フードチェーン全体での安全性を確保します。  検査にあたっては輸入食品をはじめ、管内での製造状況、流通状況、過去の違反発生状況等を総合的に考慮し、実効性のある計画を策定します。 |
| ３ | 長年要望している輸入食品の水際対策については、監視員数が少なく対策は取れないと思う。制度の強化により府民の健康で、安全・安心に一層の取り組みを望みます。 |
| 第３　食品等事業者の自主的な衛生管理に関する事項」に関するもの | | |
| ４ | １ページ「２．大阪府の食品衛生に係る基本方針（５つの柱）」の５つの柱の前段部分（(１)～(５)の前）あるいは、15ページ「第３　食品等事業者の自主的な衛生管理に関する事項」に、食品衛生管理の基本中の基本である「５Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃・習慣づけ）」について、食中毒や異物の混入を未然に防ぐ観点からも、記載が必要と考える。  　（例）  　「食品の安全性向上（安全・安心）のためにも、基本となる５Ｓは必要」 | 食品等事業者の自主的な衛生管理については令和３年５月31日までに全ての事業者が「HACCPに沿った衛生管理」に対応できるよう、監視指導や講習会等を通じて積極的に周知、指導を行います。その中にはもちろん５Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃・習慣づけ）も含まれており、事業者の規模や実態に合わせた指導・支援を行います。 |
| 第５　食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上に関する事項 | | |
| ５ | 中小の食品事業者は、現在のコロナ禍の影響で、施設の衛生管理や従業員の衛生教育を行う意識が低く、時間も少ない。 | 大阪府では府内９保健所や食品衛生広域監視センターにおいてHACCPや施設の衛生管理等について随時相談を受け付けており、施設に応じたアドバイスを行っております。  　また、各種媒体を通じて食品衛生に関する情報を発信するとともにリーフレットに充実や食の安全安心メールマガジンの登録推奨等により、企業における従業員教育の実施を推進します。 |
| ６ | 経済のグローバル化・気候変動が進む中、新たな感染症等が発生することが懸念されます。報道によれば、2021年度地方交付税の積算における都道府県の標準団体（人口170万人）の保健所保健師の算定基準は、88人から102人（感染症対応保健師６人増、その他の保健師８人増）へと変わります。食品衛生に限らず、府民の保健衛生を守る保健所の人員・予算の充実強化を計画的に進めていただきたい。 | ご意見として承ります。 |